

平成22年7月1日から 外国人技能実習生を雇用される事業主の方へ

(最低賃金の適用についてご注意ください。)

愛知労働局

平成22年7月1日から、出入国管理及び難民認定法に基づく研修生および技能実習生の法的保護の強化を図る等の観点から同法が改正されます。

使用者は、技能実習生に対して、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

技能実習生を雇用する事業場が特定（産業別）最低賃金の適用を受ける場合は、技能実習生に対して特定（産業別）最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

また、技能実習制度は、現在の技術又は技能のレベルを向上させることを目的として創設された制度であり、技能実習生は日本で従事する業務に一定の経験を有しているものであるため、特定（産業別）最低賃金の適用が除外されている「雇入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中のもの」に該当しないものです。